

社会福祉法人いぶすきケアネット 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いぶすきケアネット（以下「この法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づきこの法人に設置される者をいう。
- (5) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

- (1) 常勤の理事については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、理事会及び評議員会の出席等、必要の都度、一定額を支給することができる。
- (3) 役員等には、賞与を支給しない。
- (4) 役員等の退職にあたっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事及び非常勤役員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めた額とする。

- (1) 常勤の理事の報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等に対する報酬については、別表2に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

(報酬の支給日)

第6条 常勤の理事に対する報酬の支給日は、月末締めで毎月15日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、その直前の金融機関営業日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

(報酬の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員等が職務のため出張をしたときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

2 役員等が、職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、令和3年6月25日より施行する。

この規程は、令和5年6月25日より施行する。

この規程は、令和6年6月26日より施行する。

別表 1

常勤理事報酬（月額）

常 務 理 事	400,000 円 以内
---------	--------------

役職を兼務する場合であっても、職責手当は支給しない。

別表 2

会議出席日当及び交通費実費弁償

名 称	日当及び交通費実費弁償
理事会出席日当等	5,000 円
評議員会出席日当等	5,000 円

(※源泉所得税差し引き後の支給額)

別表 3

業務日当及び交通費実費弁償（1日当り）

名 称	日当及び交通費実費弁償
理事・評議員業務日当等	5,000 円
監事監査指導日当等	10,000 円

(※源泉所得税差し引き後の支給額)